

「セグメント情報等の開示に関する会計基準（案）」及び
「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針（案）」
に関するコメント

2007年10月19日
(社)日本経済団体連合会
経 済 第 二 本 部

当会の会員企業より以下のコメントが寄せられておりますので、提出いたします。

基準（第4項）

「予測を適切に評価」という表現はわかりづらい。現行制度では、監査委員会報告第53号「セグメント情報の監査に関する実務指針」(H5.11.9日本公認会計士協会)において「企業の過去の業績及び将来の見込みについて正しい判断を下すための・・・」とされており、こちらのほうがわかり易いのではないか。

基準（第10項、第64項）、指針（第9項）

報告セグメントの決定における集約基準の厳格すぎる適用は、企業規模、企業固有の組織、多角化等の違いによって同業間でも企業内財務情報を基礎とした情報開示レベルに差を生じさせることになり、企業間の情報開示の不公平性や競争上の不都合を起こす可能性が高く、これに対する配慮が必要である。また、セグメンテーションの考え方には、一定の条件の下で企業の主張・ポリシーが反映されるべきである。したがって、第10項の「要件のすべてを満たす場合に集約できる」は、「概ね全ての要件を満たす場合に集約できる」に修正し、会計監査において適正性を担保することが適切である。なお、「概ね」とする場合の理由付けとして、第64項に「類似する事業かどうかについては最高経営意思決定機関による多面的な判断も考慮すべきであり、単純に外形面での判断のみで決定されるものではない」といった内容の記載を加えたらどうか。

(2)に関しては、指針9項の「当該要件に該当すると判断するためには、これらの事業セグメントが・・・」は、「当該要件に該当すると判断するためには、原則としてこれらの事業セグメントが・・・」に修正するべきである。

また、(3)に関しても「概ねすべての要素が類似している」としていただきたい。

基準（第10項）

(3) について、「サービスの製造方法又は製造過程」とは何か。パソコン、サーバといったハードウェア製品にサービスや工事が付随している販売形態

を例に挙げると、「製品の製造方法又は製造過程」については想起しやすいが、一方で「サービスの製造方法又は製造過程」については想定するのが困難である。会計基準への適用に正確性を期すためにも、具体的に事例を示していただきたい。

基準（第 16 項、第 72 項）

第 16 項(2)に関し、負債については、その他の重要な項目に含めることを検討いただきたい。また、「及び」と「並びに」の使い方を整理して、わかりやすい記述にしていいただきたい。「報告セグメントの利益(又は損失)、資産及びその他の重要な項目の額並びにその測定方法に関する事項」としたらどうか。

基準（第 23 項）、指針（開示例）

第 23 項(1)では「報告セグメント間の取引がある場合、その会計処理の方法」の開示を求めているが、指針の開示例では「・・・市場実勢価格に基づいている」、「・・・第三者間取引価格に基づいている」と記載されている。開示例で示されている内容は、会計処理というよりは、セグメント間売上高の「価格決定方法」である。この開示を求めているのであれば、第 23 項(1)は「報告セグメント間の取引がある場合、その価格決定方法」と記載したらどうか。

一方、この開示にどれほどの意味があるのか疑問である。セグメント間取引について通常取引と著しく異なる価格設定をしている場合にのみ開示を求める内容に修正すべきである。なお、取引毎の会計処理を個別に調査することは相当な手間を要する場合も考えられる。したがって、この開示を求めるのであればその必要性等を「結論の背景」等に明示する必要がある。

基準（第 25 項）

セグメント別利益について、開示する利益をいずれのものとするかは、企業が適当に判断するものとしているが、第 25 項は「差異調整に関する事項」についてであり、別の場所（第 18 項もしくはその近辺など）に記載するべき。

基準（第 26 項、第 27 項、第 79 項）

「すべての項目」について記載することは、実務上困難である場合も多いと考えられるため、第 26 項で求める注記は、利益(又は損失)及び資産の額に限定の上、第 20 項及び第 21 項の項目は任意の記載とし、第 27 項の「一部の項目について記載することが実務上困難な場合は、その旨及びその理由を注記」の箇所は削除していただきたい。

基準（第 28 項、第 29 項）、指針（第 14 項）

報告セグメントに加えて製品及びサービスの情報を把握することや、指針第 14 項にある条件に該当するかを判定することは企業にとって相当の負担と

なる。基準第5項の基本原則の考え方に則り、任意開示としていただきたい。

基準（第28項、第31項）、指針（第17項）

報告セグメントに加えて主要な顧客に関する情報を把握することや、指針第17項にある条件に該当するかを判定することは企業にとって相当の負担となる。基準第5項の基本原則の考え方に則り、任意開示としていただきたい。

基準（第30項）、指針（第15項）

指針第15項に該当するかを国別に判定することは企業に相当な負担となる場合があり、地域別の重要性判断を基本としても良いのではないか。したがって、基準第30項のなお書き以降は、「本項に定める事項に替えて」とすべきである。

基準（第43項～第48項）

現行の日本基準の評価や総括が十分ではないため、マネジメント・アプローチに変更することの理由も説得性に欠けるのではないか。なお、第47項末尾の「会計情報の財務諸表利用者の意思決定との関連性は、比較可能性の確保に優先すると一般的に考えられている。」というマネジメント・アプローチ採用の理由としての文章は、非常に難解である。

基準（第87項）

「検討の結果、当委員会は、本会計基準において、固定資産の減損損失の報告セグメント別情報の開示について定めることとした」と記載されているが、開示について定めた理由が明らかにされておらず、説明不足である。

基準（第88項）

財務諸表利用者にとって有用な情報であるという理由を記載するだけでは、作成者である企業の負担についての考慮がなされているのかが不明であり、説明不足である。

指針（第4項）

持分法適用会社は、子会社ほどの支配力をもたないため、マネジメント・アプローチ趣旨からも、例え事業セグメントを構成していたとしても、財務情報の金額やこのうちの比例持分の金額を開示することは過度の開示ではないか。「あり得る」という記載ではなく、「できる」もしくは「妨げない」といった記載にすべきである。

また、どのような場合に該当するのかも明らかにしていただきたい。開示例も示していただきたい。

指針（開示例）

(1)1.で、「自動車部品事業」は自動車販売店に販売する自動車の交換部品を生産している・・・とあるが、基準第17項(2)が求める開示内容は「各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類」であり、販売先まで開示する必要はなく「自動車部品事業...自動車の交換部品」だけで足りるのではないか。適用指針における開示例は、実務における規範性を持つことになるため、慎重な検討が必要であり、修正いただきたい。

その他

四半期財務諸表におけるセグメント情報等の取扱いについては、別途検討とのことであるが、作成者である企業に45日以内の四半期報告書開示が義務付けられている点を十分に踏まえ、現行の半期報告書における開示内容を軽減（資産の開示は不要とする等）した内容とする必要がある。

以上